

石川県公報

平成30年7月26日(木曜日)

号 外

(第61号)

目 次

告 示	
○水防警報を発令する河川の指定に関する件の一部改正 (河川課) 1	○水防警報をする河川の指定の一部改正 (同) 1 ○洪水浸水想定区域の指定の変更 (同) 1

告 示

石川県告示第355号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報を発令する河川の指定に関する件(昭和38年石川県告示第289号)の一部を次のように改正した。

平成30年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中	犀川	金沢市大桑町	大桑橋から海まで	11,900	を
	浅野川	金沢市鈴見町	鈴見橋から河北潟まで	11,200	
「	犀川	金沢市大桑町	浅野川放水路合流点から海まで	12,800	に改める。
	浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路から大野川合流点まで	13,700	

石川県告示第356号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報をする河川の指定(平成19年石川県告示第158号)の一部を次のように改正した。

平成30年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の鍋谷川の項中「小松市上八里町上八里大橋から梯川合流点まで」を「小松市和気町鍋谷川橋から梯川合流点まで」に、「4,400m」を「5,310m」に改める。

石川県告示第357号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第4項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

平成30年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
梯川水系前川	次の図のとおり
梯川水系八丁川	次の図のとおり
梯川水系鍋谷川	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

2 石川土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
犀川水系犀川	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県石川土木総合事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

3 県央土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
犀川水系犀川	次の図のとおり
大野川水系浅野川	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)